

令和5年第1回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年4月26日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年4月26日 午前9時宣告

開 議 令和5年4月26日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
1 番 齋藤 光 2 番 岡林 哲司

令和5年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和5年4月26日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第5 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第7 | 議案第34号 | 令和5年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまから、令和5年第1回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に先駆けまして、4月1日付けで、町職員の人事異動が
あっております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新
任者の紹介をしますので、ご起立ください。

議会事務局長（藤本雅徳君）

この度の人事異動により議会事務局長を拝命しました藤本で
す。よろしく申し上げます。

会計課長（吉野利香君）

この度の異動で会計課課長を拝命いたしました吉野です。

どうかよろしく願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。4月の人事異動により建設課の方に異
動になりました吉野です。よろしく願いいたします。

農業委員会事務局長（森田修弘君）

4月1日の異動によりまして農業委員会の事務局長になりま
した森田です。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上の方々です。よろしく願いをいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、
齋藤光君、2番、岡林哲司君の両名を本臨時会の会議録署名議
員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をしました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。本日は、令和 5 年第 1 回佐川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただき、令和 5 年第 1 回佐川町議会臨時会を開催することができますことを、心より感謝申し上げます。また、日ごろは町政運営全般に対しまして、議員の皆様には御指導、御協力を賜りましてこの場をお借りしまして心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

新年度が始まりまして 20 日あまりが過ぎました。4 月は入学や進学そして就職など、人生の大きな節目のときでもあり、住民の皆様にはそれぞれに、夢や希望を持って大きく羽ばたいていただきたいと思っております。役場としましても、令和 5 年度の人事異動もありまして、職員とともに、新たな気持ちと元気を持って行政運営に努めているところでございます。

さて、皆様もご存知の通り、昨年 2 月 2 日に当町出身の牧野富太郎博士をモデルとした連続テレビ小説らんまんの放送の発表があり今月の 3 日より放送が始まりました。町としましても、新型コロナウイルス感染拡大により低迷となっておりました観光振興産業振興への絶好の機会ととらえ、牧野富太郎博士顕彰事業の中で、様々な事業に取り組んでいるところでございます。放送が始まり、県内はもとより、県外や国外からも多くの観光客の皆様に来町していただき、今後さらに盛り上がりを見せるのではないかと期待をしているところでございます。

そして、今年の 7 月には、高知県で 25 番目となる、現在建設中のまきのさんの道の駅さかわがオープンする予定であり、これを機会に多くの方に高知県の食材のよさ、仁淀川流域の食材のすばらしさを知ってもらうことができますのでこのチャンスを生かし地産外商をしっかりと行い、農業者の所得向上にもつなげていき農業の魅力度をアップさせていきたいと考えております。引き続き、観光振興産業振興に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご指導ご協力をよろしくお願いをいたします。

本臨時会では、工事請負契約の変更契約締結についての専決処分の報告が1件と、専決処分の承認が2件、並びに令和5年度一般会計補正予算の以上4件を提案させていただいております。

議員の皆様には、何とぞ慎重なるご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第3号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第3号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、まきのさんの道の駅さかわ建設工事の変更契約の締結を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年3月30日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。変更額は9万9千円の増額で、増額の要因は、防災垂れ壁、厨房機器、舗装工事等の使用及び数量の軽微な変更によるもので、変更後の契約、金額は9億2,158万円であります。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番（岡林哲司君）

9万9千円の増額っておっしゃいましたけれども9万9千円の増額で間違いないですか。

町長（片岡雄司君）

9万9千円の増額でございます。防災垂れ壁、厨房機器、舗装等の使用及び数量の軽微な変更によるものでございます。以上です。お願いします。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例について）及び日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）以上、2件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第1号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、の専決処分の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

税務課長（真辺美紀君）

おはようございます。

私からは、承認第1号と第2号について説明をさせていただきます。まず初めに、承認第1号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに

に伴い、改正を実施したものでございます。参考資料のほうで説明をいたします。

参考資料（承認第1号）という資料が2つあると思いますけれども、縦長の方の資料をご準備ください。こちらが今回の地方税の改正の概要です。このうち、当町の条例改正に関するものだけ説明をいたします。1番、車体課税です。1つ目、環境性能割の税率区分の見直し。環境性能割とは、車を取得したときに、燃費基準の達成率によって軽減されるものでして、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き。その後、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げるものでございます。

内容の詳細につきましては、この資料の3ページにありますので、3ページの別紙を後ほどご覧ください。

2つ目が、グリーン化特例です。環境性能割の見直しとあわせて、より環境にやさしい車の普及を目指して、普及を目的として、翌年度の種別割を75%軽減するという特例期限を3年間延長するもので、ものでございます。

3つ目が、燃費排ガス不正行為への対応です。過去に一部のメーカーで起こりました燃費や排ガスの不正試験について、再発防止のため、メーカーに負担させる税額の加算割合を引き上げるものでございます。2番が納税環境整備です。1つ目は、固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化です。家屋の評価について、所有者本人から入手した図面では不十分なケースがあるため、施工業者からも図面を入手することができるようにしたものでございます。2つ目がふるさと納税に関するものです。返礼品の割合が寄附額の3割以上であったり、地場産品でないものを返礼品として使ったなどの理由による指定の取り消しについて、2年前までさかのぼることを可能にしたものでございます。

続きまして3番、主な税負担軽減措置です。1つ目は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた中小事業者について、生産性の向上や賃金の引き上げが重要な課題となっていることから、一定の基準を満たした機械や装置を導入した際に、固定資産税の軽減を図るものでございます。2つ目は、日本国内で築

40 年以上のマンションが今後急激に増えることが見込まれているため、一定の基準を満たした大規模改修工事を行ったマンションに対して減額措置を設けるものでございます。3 つ目は、地域公共交通の最後のとりでと言われているバス事業について、事業者が、今後も地域において事業を継続していくためには、カーボンニュートラルの対応が不可欠となることから、E V バスを導入するために、充電設備を取得した場合、また、その充電設備を使用するために必要な土地の固定資産税について、新たに特例措置を設けるものでございます。4 つ目の丸と大きな 4 番航空機燃料譲与税は当町の条例改正には関係がないので説明は省略いたします。

以上が税条例の改正の主な内容です。

そのほかに、法律改正に伴う条文の番号の改正も含まれています。それぞれの条例の施行日は、改正案に記載の通りで、施行日の記載のないものは、令和 5 年 4 月 1 日が施行日となります。

続きまして承認第 2 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特に資料は作成していませんので、口頭で申し上げます。令和 5 年度以降の国民健康保険税について、課税限度額の引き上げと、5 割軽減、2 割軽減の基準額の見直しを行うものです。改正内容は、課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額の上限額が現行の 20 万円から 22 万円となります。この改正により、課税限度額の合計額は、現行の 102 万円から 104 万円に変更となります。また、5 割軽減 2 割軽減の判定所得も 5 千円から数千円から数万円、少しずつ増額となっています。

国保税条例の改正は、以上の 2 点です。

このほかに参考資料といたしまして、それぞれの税条例改正の新旧対照表を提出させていただいておりますので、ご確認ください。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

日程第 7、議案第 34 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案についてご説明をさせていただきます。

議案第 34 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 823 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 85 億 8,765 万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

それでは、議案第 34 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書、10、11 ページ、10、11 ページをご覧くださいと思います。1 番目の表の 3 款、3 項、2 目児童福祉費の 702 万 6 千円につきましては、18 節負担金補助及び交付金の説明欄に記載がございます、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る、給付費、事務費の補正となっております。こども家庭庁の 4 月 10 日の通知により、食料等の物価高騰の影響を受けているひとり親世帯を除きます低所得の子育て世帯に対しまして、子供 1 人当たり 5 万円の特別給付金を支給することが決定され、可能な限り、5 月までに支給することとされているものです。

次の表の 6 款。1 項、1 目商工振興費、12 節委託料 121 万 3 千円につきましては、増加しております上町周辺の観光客の安全確保を図るため、ゴールデンウィーク中、交通警察員を配置するための費用となっております。

続きまして、ページ戻りまして、8、9 ページをご覧くださいと思います。歳入の説明をさせていただきます。1 番目の表の 14 款、2 項、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 702 万 6 千円は、先ほど歳出でご説明をさせていただきました、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する国の補助金となっております。次の表の 18 款、1 項、2 目、その他基金繰入金の 121 万 3 千円は、先ほど歳出で説明をさせていただきました、上町周辺の交通警察にかかる費用を、牧野博士顕彰基金から繰り入れを行うものです。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 34 号は可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件はすべて終了しました。町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

第 1 回の臨時会の閉会にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。本日は、本臨時会に提案いたしました議案等につきまして適切なるご決定を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。今回の令和 5 年度の一般会計補正予算の承認をいただきましたので関係機関と密に連携をし、スピード感をもってらんまん対応にあたっていきたいと努めていきたいと思っております。また 6 月頃には完成間近の道の駅を視察していただきたいとも考えておりますのでよろしくお願いをいたします。終わりにになりましたが、議員の皆様におかれましては、今後とも執行部に対しましてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和 5 年第 1 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9 時 25 分

